

事業実施方針

(1)生活支援センターが地域で果たす役割と機能

私たちは、横浜市型（A 型）生活支援センターの役割は、地域で暮らす精神障害者が安心して自立した生活を送るためにさまざまな日常生活の支援を行い、精神障害者の社会復帰と社会参加を実現する、「地域における精神保健福祉推進の拠点施設」であると考えます。

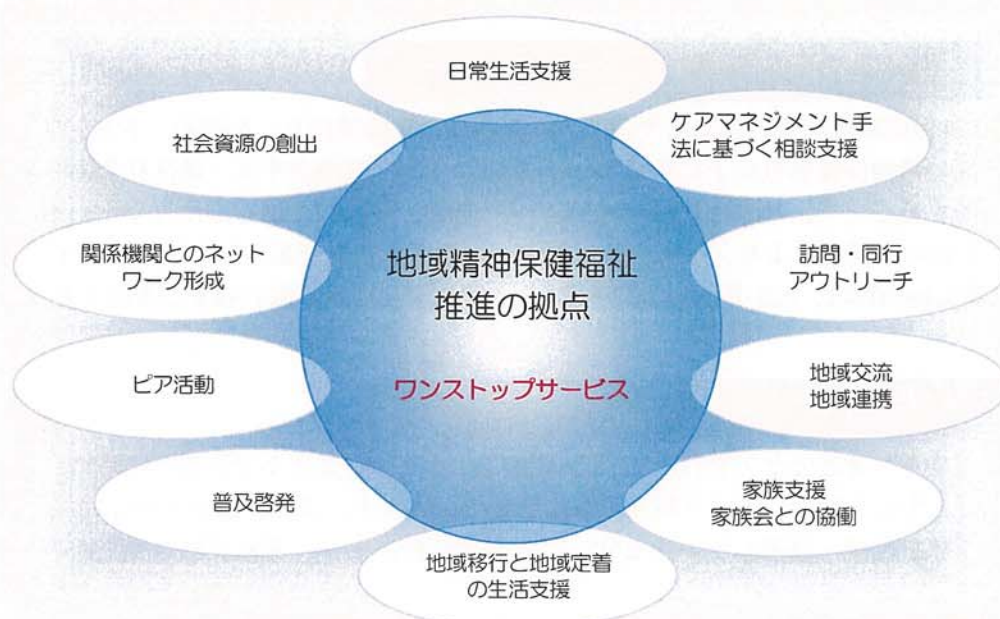
そしてその役割を担っていくために、以下に挙げた役割と機能が求められていると考え、鶴見区生活支援センターで実践してまいります。

役割

- ・1. 精神障害者の地域社会で安心して自立した生活の実現
- ・2. 精神障害者の社会復帰の実現
- ・3. 精神障害者の社会参加の実現

機能

- ・1. 日常生活の支援
- ・2. ケアマネジメント手法に基づく相談支援
- ・3. 訪問・同行・アウトリーチの拠点
- ・4. 地域交流・地域連携の拠点
- ・5. 家族支援の拠点
- ・6. 普及啓発の拠点
- ・7. 地域移行と地域定着の生活支援の拠点
- ・8. ピア活動の拠点
- ・9. 関係機関とのネットワーク形成
- ・10. 社会資源の創出



1.日常生活の支援

私たちは、保土ヶ谷区生活支援センター利用者から日常生活支援のニーズを把握するとともに、鶴見区の地域アセスメントを行うことによって、日常生活支援の課題抽出を行いました。フリースペースを活用しての仲間作り、食事サービス提供による生活の安定、入浴・洗濯サービスによる清潔の保持等、生活の質が向上していく支援を行います。また、地域課題に即した支援を行うことで、日常生活支援機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、P13 具体的事業内容(1)日常生活支援の項をご参照ください。

2.ケアマネジメント手法に基づく相談支援

私たちは、『「人」と「その人の生活」に視点を当てた支援こそが福祉である』と考えます。そのため、生活支援センターという精神障害者に対する専門相談支援事業所において、最も大切にする姿勢は、ケアマネジメント手法に基づく相談支援です。

1. 個別性を重視した援助
2. 利用者のニーズが中心
3. 利用者の生活の質・QOLの重視
4. 利用者自身が問題解決能力をつけていく（エンパワメント）
5. 権利擁護

この五つの視点を忘れずに、相談支援機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、P15 具体的事業内容(2)相談支援の項をご参照ください。

3.訪問・同行・アウトリーチの拠点

私たちは、利用者の安定した地域生活継続のために訪問・同行活動はとても大切な支援と考えます。いつでも相談できる体制を構築し、積極的な訪問・同行活動を行います。また、アウトリーチ活動は、地域の中で埋もれて生活をしている未治療者や治療中断者を早期に発見し、必要な社会資源へとつなげていくことに有効であると考え、積極的なアウトリーチ活動を行います。これらの活動により、訪問・同行・アウトリーチ機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、P20 具体的事業内容(3)訪問・同行支援の項をご参照ください。

4.地域交流・地域連携の拠点

私たちは、精神保健福祉関連の事業所や機関と「顔の見える関係作り」を進め、ネットワーク強化を行い、鶴見区の精神保健福祉向上に努めます。また、自治会町内会や区・地区社会福祉協議会と各種事業を協働することで、地域住民に精神障害への理解を促進し、誰もが住みやすい地域づくりを進めます。これらの活動により、地域交流・地域連携の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、P23 具体的事業内容(4)地域交流・地域連携の項をご参照ください。

5.家族支援の拠点

私たちは、当事者の身近でケアを行っている家族は、当事者の支え手であると同時に、「家族自身も支援を必要とする当事者」という視点で家族支援を行います。また、2009 年度に再始動した鶴見区家族会の活動を支援・協働していきます。これらの活動により、家族支援の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、P28 具体的事業内容(6)家族支援の項をご参照ください。

6.普及啓発の拠点

地域へ向け精神障害の正しい知識と理解を普及させていくことは、精神障害者支援の専門施設である生活支援センターの大きな責務であり、存在意義が問われると言っても過言ではないと考えます。私たちは、区福祉保健センター、区・地区社会福祉協議会、自治会町内会、家族会等の関係機関・団体等と協働し、精神障害者福祉領域の勉強会や講演会等を通じて普及啓発活動を展開します。また、普及啓発ボランティアを発掘・育成することにより、地域に埋もれている潜在的利用者の発掘につなげるとともに、精神障害者や家族が、地域で継続的・安定的に生活が送れる社会の実現を目指します。これらの活動を継続的に実践し、普及啓発の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、P30 具体的事業内容(7)普及・啓発の実施の項をご参照ください。

7.地域移行と地域定着の生活支援の拠点

病状的には安定しているにも関わらず、退院後の生活基盤が整備されないという理由から退院できずに入院を強いられている方が数多くいる現実を私たちは知っています。私たちは、医療機関や区福祉保健センターを始めとする関係各機関と協働し“社会的入院”を強いられている入院中の方の退院と地域定着の支援を行います。これらの活動により、地域移行と地域定着の生活支援の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、P35 具体的事業内容(9)精神障害者地域移行・地域定着支援事業の項をご参照ください。

8.ピア活動の拠点

当事者同士が自らを支えあうピア活動は、当事者一人一人に自然な形で多くの力がついていく活動です。私たちはピア活動支援のための専門スタッフを育成するとともに、利用者の潜在的な力を引き出していくピア活動を支援することにより、ピア活動の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、P33 具体的事業内容(8)ピア活動の項をご参照ください。

9.関係機関とのネットワーク形成

私たちが、鶴見区生活支援センターで様々な活動を行っていく際に第1に考えていることは、自治会町内会を始めとする、現在鶴見区内で多くの活動を行っている関係機関・団体との連携です。そのネットワークの構築なくして精神保健福祉の向上は図れないと考えます。これまで培ってきたネットワークにプラスして地元の方々と「顔の見える関係作り」を行います。これらの活動を継続していくことにより、ネットワーク形成機能を果たしてまいります。

10.社会資源の創出

私たちは、これまで8軒のグループホーム/ケアホーム（主たる対象＝身体障害者7軒、主たる対象＝精神障害者・知的障害者1軒）を設置・運営しています。また今年度、保土ケ谷区生活支援センターがバックアップ施設となり9軒目のグループホーム/ケアホームの準備が進んでいます。鶴見区ではまだまだ社会資源が不足していると考える私たちは、これまで蓄積してきたノウハウを活かしつつ、鶴見区のニーズに則した社会資源の創出機能を果たしてまいります。

(2) 指定期間中の事業展開方針

私たちが、前ページに挙げた生活支援センターの役割と機能を果たし、精神障害者の「地域社会で安心して自立した生活」及び「社会復帰と社会参加」を実現するために、私たちは、「リカバリー」を追求してまいります。そのために私たちは、「地域環境のアセスメントと改善」、「エンパワメント」の尊重、「ストレングスモデル」の実践を大切にしております。

地域社会で安心して自立した生活の実現

社会復帰と社会参加の実現



リカバリーの追及

■リカバリーの追求

私たちは、リカバリーとは単に“回復する”“取り戻す”ということではなく、「失われた希望を取り戻し、自らの健康と生き方に責任を持ち、自分の人生の主導権を取り戻すことである」との視点に立ち、さまざまな活動を通じて、価値あるアイデンティティを見つけていく支援が大切であると考え、実践してまいります。

1. 地域環境のアセスメントと改善

精神障害者のリカバリーの追及には、当事者への支援だけでなく、当事者が生活しやすい地域環境を整えていく必要があります。そのため私たちは、地域環境のアセスメントを行い、当事者が暮らしやすい環境を整えて行きます。

2. エンパワメントの尊重

さまざまな問題に起因する心身機能の低下や自信喪失、孤立無援感を感じている精神障害者の潜在的な能力にスポットを当て、当事者が自ら抱える問題を主体的に解決しようとする力を引き出す支援を行います。

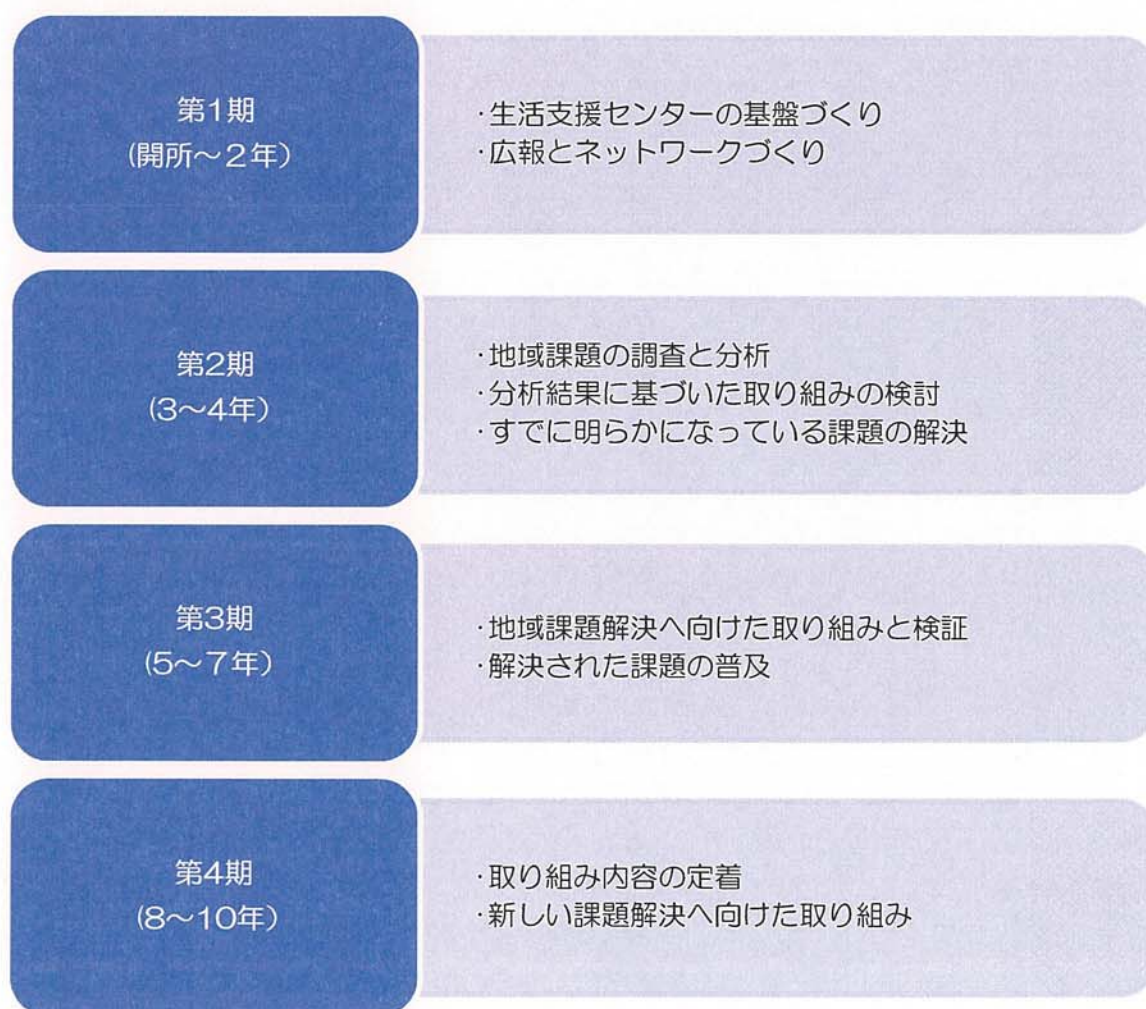
3. スtrenグスモデルの実践

本人の持っている能力や意欲、好み、抱負といった強さに加え、生活環境の改善、社会資源の利用自体も本人のストレングスであるという視点を持ち、ケアプランを作成し支援を行います。利用者の持つ可能性に着目して支援していく過程においては、利用者が中心であり利用者の自己決定を側面的に支えていく支援を行います。

指定期間中の事業展開方針

私たちは、応募の理由でも述べたように、鶴見区には精神保健福祉に関わる多くの課題が存在すると考えています。その仮説を検証し、地域課題の解決に向けた取り組みを行うため、指定管理者として10年間の指定期間を以下のように、「第1期」から「第4期」に分けて、計画的な事業展開を図ってまいります。

第1期では、生活支援センターの運営基盤を確立し、関係機関や地域住民とのネットワークづくりに取り組んでまいります。第2期では、第1期で構築した地域ネットワークを基に、鶴見区の課題を調査・分析し、具体的な取り組みを検討してまいります。なお、保土ケ谷区生活支援センターの運営によりすでに明らかになっている具体的なニーズは、第2期までに課題解決に向けて取り組んでまいります。第3期～第4期では、第2期で明らかになった鶴見区の課題の解決に向けた具体的な取り組み結果の検証と新しい課題の解決に向けた取り組みを行ってまいります。



第1期（開所～2年）

1. 私たちが考えた鶴見区の課題解決に向けた取り組みを行う上で、その基盤となるのは、「地元鶴見区の自治会町内会の方々や関係機関の職員と顔の見える信頼関係作り」であるため、第1期では生活支援センターのPRとともにネットワーク構築期として活動を行います。
2. 生活支援センターの開所後の基盤整備は、その後の事業運営を行っていく上で非常に大切なものであると考えます。第1期では生活支援センターの基盤整備期と位置付け、保土ケ谷区生活支援センター運営のノウハウを活かした事業展開を図ります。

第2期（3～4年）

第1期で構築したネットワークを活用し、私たちが考えた鶴見区の課題の検証及び課題の抽出を行います。そしてその課題解決に向けた事業展開を図ります。

第3期（5～7年）

第2期の取り組み結果の検証を行います。そしてその効果が認められた場合は、その取り組みと結果を地域住民へ普及させてまいります。また、課題解決がされていない場合はその原因を究明し、新たな取り組みを計画し取り組みます。

第4期（8～10年）

第3期で解決された課題の普及を受け、第4期では地域に定着していくような活動を行います。さらに私たちは、次の新しい課題解決に向けた計画と取り組みを行います。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会